

令和7年度 公文書開示状況（10月決定分） 主税局

様式2-1

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R7.10.6	R7.10.20	1. 平成30基準年度千代田区標準宅地番号03-007に係る鑑定評価書及び附属資料 2. 不動産鑑定評価書 発行番号04-11-0006353 5-000 発行日付 令和7年8月20日 物件名〇〇〇敷地（平成29年1月1日時点）	84	1					1	1	1	1						【不動産鑑定士の印影及び不動産鑑定業者の印影】 東京都情報公開条例第7条第4号・・・偽造された場合に、当該不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の財産を脅かすおそれがあると認められるため。 【取引事例の地積及び取引時点】 東京都情報公開条例第7条第2号・・・公にすることで、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されるごとから、取引当事者である特定の個人を識別することができるため。 東京都情報公開条例第7条第3号・・・公にすることで、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されるごとから、取引当事者である特定法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれるため。 東京都情報公開条例第7条第6号・・・公にすることで、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定される財産状況が明らかになり、所有者の課税庁に対する信頼が損なわれ、今後の税務行政に協力が得られないおそれがあり、その結果、固定資産税標準宅地の適正な時価の評定に必要な情報が得られなくなることから、今後の税務行政の運営に支障をきたすおそれがあるため。 【取引事例の月率変動率】 東京都情報公開条例第7条第2号・・・当該情報と時点修正率を用いることで、不開示情報である取引時点を特定することができる。取引時点は不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例が特定され、取引当事者である特定の個人を識別することができる。よって、当該情報は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。 東京都情報公開条例第7条第3号・・・当該情報と時点修正率を用いることで、不開示情報である取引時点を特定することができる。取引時点は、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例が特定され、取引当事者である特定法人の財産状況が明らかになる。よって、当該情報を公にすることにより、特定法人等の事業運営上の地位が損なわれるため。 東京都情報公開条例第7条第6号・・・当該情報と時点修正率を用いることで、不開示情報である取引時点を特定することができる。取引時点は、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定され、取引当事者である所有者の財産状況が明らかになる。これにより、所有者の課税庁に対する信頼が損なわれ、今後の税務行政に協力が得られないおそれがあり、その結果、固定資産税標準宅地の適正な時価の評定に必要な情報が得られなくなる。よって、当該情報を公にすることにより、今後の税務行政の運営に支障をきたすおそれがあるため。 【取引価格（総額、土地、建物）、建物等、取引時点（登記原因日）、地域の特性、街路条件、交通・接近条件、画地条件、行政的条件（基準容積率、その他地域等）、その他特記事項】 東京都情報公開条例第7条第2号・・・取引価格については、土地総額を単価で割り戻すことで、不開示情報である地積の推定をすることができます。また、建物総額を単価で割り戻すことで、建物規模（延床面積）が分かり、取引事例を特定することができます。また、建物等、取引時点、登記原因日、地域の特性、街路条件、交通・接近条件、画地条件、基準容積率、特定道路までの距離、その他の地域等、その他特記事項については、町丁目等の記載事項と照合することで、取引事例地を特定することができ、取引当事者である特定の個人を識別することができるため。 東京都情報公開条例第7条第3号・・・取引価格については、土地総額を単価で割り戻すことで、不開示情報である地積の推定をすることができます。また、建物総額を単価で割り戻すことで、建物規模（延床面積）が分かり、取引事例を特定することができます。また、建物等、取引時点、登記原因日、地域の特性、街路条件、交通・接近条件、画地条件、基準容積率、特定道路までの距離、その他の地域等、その他特記事項については、町丁目等の記載事項と照合することで、取引事例地を特定することができ、取引当事者である特定法人の財産状況が明らかになる。よって、当該情報を公にすることにより、特定法人等の事業運営上の地位が損なわれるため。 東京都情報公開条例第7条第6号・・・取引価格については、土地総額を単価で割り戻すことで、不開示情報である地積の推定をすることができます。また、建物総額を単価で割り戻すことで、建物規模（延床面積）が分かり、取引事例を特定することができます。また、建物等、取引時点、登記原因日、地域の特性、街路条件、交通・接近条件、画地条件、基準容積率、特定道路までの距離、その他の地域等、その他特記事項については、町丁目等の記載事項と照合することで、取引事例地を特定することができ、取引当事者である特定法人の財産状況が明らかになる。これにより、所有者の課税庁に対する信頼が損なわれ、今後の税務行政に協力が得られないおそれがあり、その結果、固定資産税標準宅地の適正な時価の評定に必要な情報が得られなくなる。よって、当該情報を公にすることにより、今後の税務行政の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局千代田都税事務所固定資産税課
2	R7.10.23	R7.10.28	「公用閲覧及び照会事務における守秘義務の取扱いについて（通達）」 (平成20年3月3日付19主総総第1103号（最終改正 令和7年3月28日付6主総総第1130号）)	1	1													主税局総務部総務課		

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。